

## 🚫 特別な事情で、納付が困難な場合はご相談ください

平成25年度の納税通知書を7月中旬に送付しますので、納め忘れのないよう、納期内の納付にご協力をお願いします。※第1期目の納期は7月31日（水）です。

なお、次のような特別な事情で保険税の納付が困難な場合には、申請により減額や分割納付が認められる場合がありますので、お早めに国保または税務担当窓口にご相談ください。

災害や火災などによって、財産に大きな損失を受けたとき。



世帯の方が病気やケガをしたり、盗難にあったりしたとき。



失業などにより所得がなくなったとき。



## 高齢受給者証の更新について

国民健康保険高齢受給者証を8月1日に更新します。新しい高齢受給者証は7月下旬に郵送します。  
更新の対象者は、国民健康保険加入者で、昭和13年8月2日から昭和18年7月1日までに生まれた方です。手続きは必要ありません。

これまでお使いの高齢受給者証は、期限が切れた後に、ハサミを入れて破棄して下さるようお願いいたします。

※前年の収入額などにより一部負担の割合が決まりますので、これまでの負担割合と異なる場合があります。

### 高齢受給者証とは

高齢受給者証は、国民健康保険（国保）から70歳になった人に交付されます。医療を受けるときの自己負担の割合を示す証明書になりますので、病院の窓口では、保険証といっしょに必ず提示してください。

高齢受給者証で医療を受ける期間は、70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人はその月）から75歳の誕生日の前日までです。

※75歳からは「後期高齢者医療制度」で医療を受けます。

### 住民税非課税世帯の方へ

住民税非課税世帯の方については、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することにより、自己負担限度額と入院時の食事療養の負担が軽減されます。

こちらは世帯主からの申請により、交付することになりますので、健康推進課国保年金係または各総合支所地域生活係へ申請してください。申請書は窓口にあります。手続きの際は保険証をお持ちください。

※70～74歳の現役並み所得者と一般の方は、「高齢受給者証」を医療機関に提示するだけで、自己負担限度額までの支払いとなるため、「限度額適用認定証」の申請は必要ありません。